



# 大分県 地域生活定着 支援センター

しゃかいふくしほうじん おんしざいだん さいせいかいしぶ おおいたけんさいせいかいひたびょういん



社会福祉法人

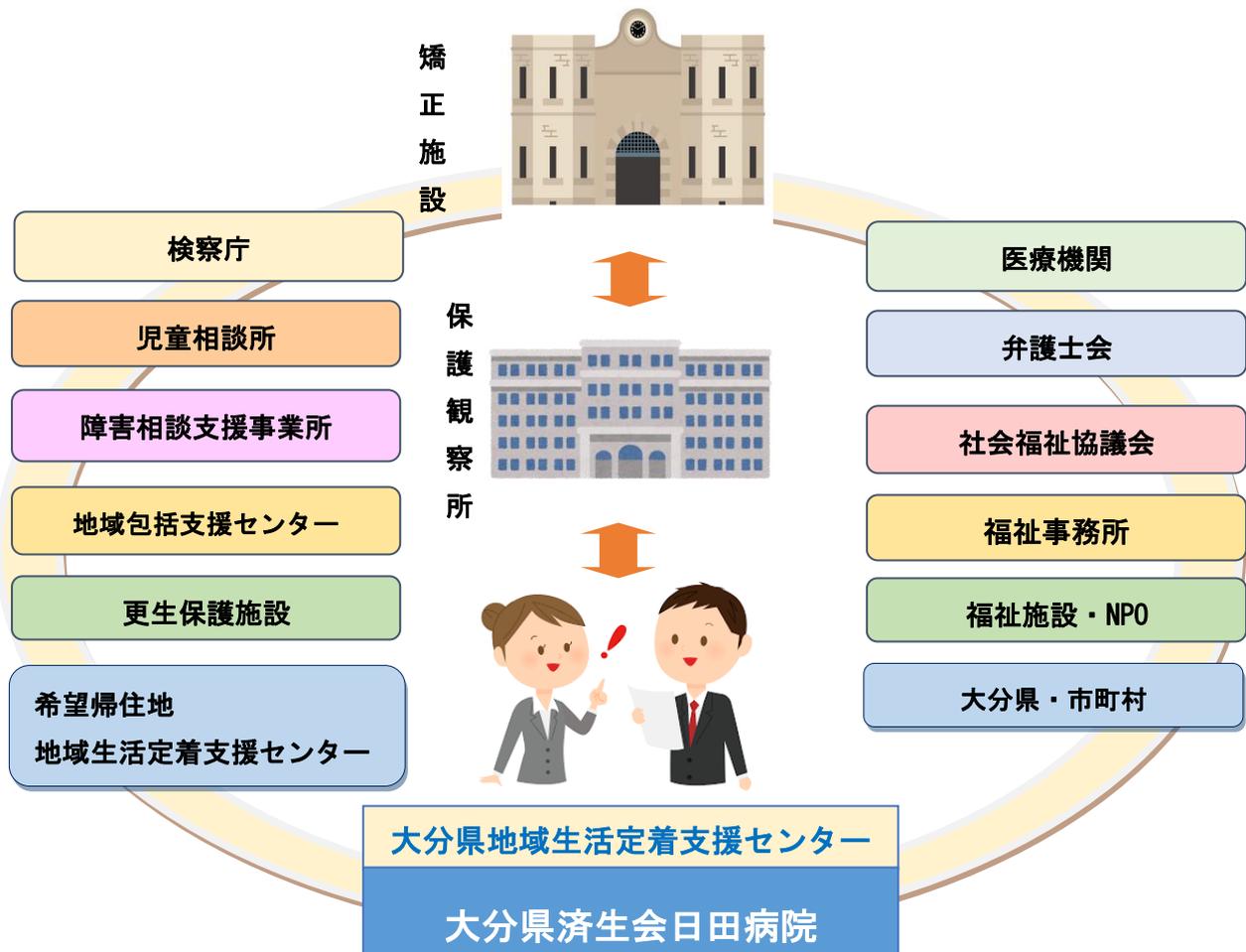
恩賜  
財団

済生会支部

大分県済生会日田病院

## ■ 事業の概要

高齢であり、または、障がい有することにより、刑事上の手続き又は保護処分による身体の拘束が解かれたあと、自立した生活を営むことが困難と認められる対象者に対し、保護観察所や司法関係者等と協働して、福祉サービス等が利用できるような支援を行い、その能力等に応じて、地域の中で自立した日常生活又は社会生活を営むことを助け、もって福祉の増進を図ることを目的とします。



これまで、高齢であり、または、障がいを抱え、自立した生活が困難な方々については、矯正施設等を出所後、福祉的支援の仕組みがないため、地域での生活ができず、罪を犯し再度、入所という状況を余儀なくされてきました。



出所・孤立・再犯に至る悪循環を断ち切るため、地域から排除したり、孤立させるのではなく、住民の皆さんの理解と協力を得て、関係機関、関係施設等との密接な連携の下に、必要な支援を途切れることなく総合的に行います。

地域の中で普通の暮らしができるように、支援に全力を尽くします。

## 運営の基本方針

1. 支援対象者の意思及び主体性を最大限に尊重し、常に誠意ある態度で接します。
2. 活用できる社会資源の状況等を十分踏まえ、継続的かつ計画的な福祉サービス等の利用が行われるよう配慮します。
3. 業務遂行に当たっては、支援対象者及び関係者のプライバシーの保持に留意し、個人情報の管理には適切な対策を講じるなど万全な体制を整えます。
4. 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保持するよう心がけます。
5. 本事業を効率的・重点的に実施する観点から、地域の総合力を生かした事業の実施に当たるよう努めます。

## 業務内容

矯正施設等の入所者・出所者で、高齢又は障がいのため福祉的支援が必要な方に対して次の業務を行っています。なお、被疑者又は被告人のうち高齢又は障がいがある方に対しては、必要に応じ同様な支援を行っています。

### 1. コーディネート業務

保護観察所等からの依頼に基づく福祉サービスに係るニーズの内容の確認等及び受入れ先施設等のあっせん又は福祉サービスに係る申請支援等

### 2. フォローアップ業務

コーディネート業務を経て矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している人に関して、本人を受け入れた施設等に対する必要な助言等

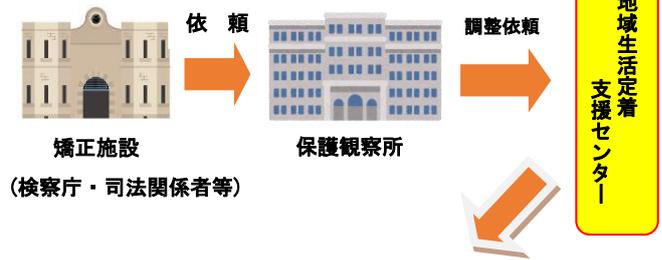
### 3. 相談支援業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受け、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人の福祉サービスの利用に関して、本人又はその関係者からの相談に対する助言その他必要な支援

### 4. 関係機関等との連携及び支援ネットワークの構築等の業務

- ・利用者に対する支援を円滑かつ効果的に行うため、特別調整等として手続きを行っている段階から、必要に応じた矯正施設長等に対する福祉的な視点からの調査・調整についての助言
- ・関係する連絡協議会への参加と必要な研修や協議会の開催を通して必要な福祉的支援が受けられるための環境づくり及び支援のためのネットワークの構築

## 対象者受入れまでの流れ



- ◆利用者との面談
- ◆利用者のニーズ把握
- ◆福祉サービス等の検討
- ◆福祉サービス等の実施市町村との連絡・調整

### ※合同支援会議の開催

- ・情報の共有化
- ・役割分担
- ・福祉サービス等の確認

(出所)

### サービス利用開始(出所時)

出所時に送迎を調整し、受入れ先施設等で、困ることなく生活できるよう引き継ぎを行う。

### フォローアップ

受入れ先施設等に対して、本人に対する処遇等の利用に関する助言等を行う。  
必要時合同支援会議を開催する。

### ※合同支援会議

司法と福祉、行政等の関係者が一堂に会し利用者の支援について検討を行う。これにより矯正施設から受入れ先施設等への移行がスムーズに行われる。

### 検討事項

- ・利用者についての情報の共有化
- ・サービス利用にあたっての諸手続きの調整

## 再犯の防止等の推進に関する法律(抜粋)

平成28年12月14日公布

法 務 省

### (基本理念)

- 第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する事により、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。
- 2 再犯防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設(刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)に收容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な收容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。
- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

### ■ 定着支援センター活動



日中活動の一環として支援対象者ととも花見会や大学学園祭でのバザーを開催

## 事例 1 (高齢者)

A氏 (70代)、男性

IQ相当値：82

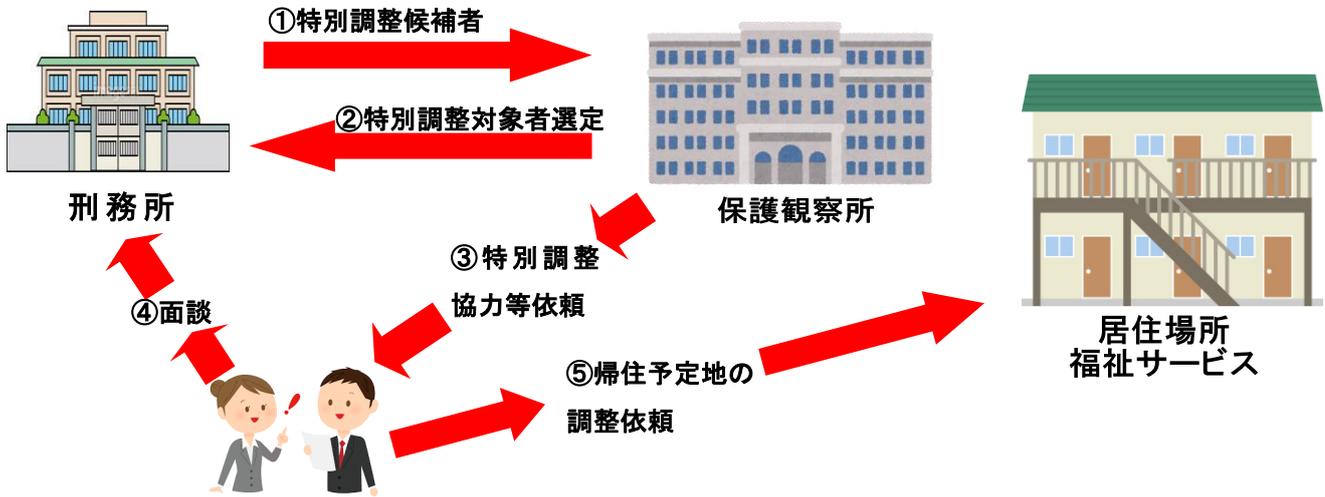
罪名：窃盗

医療面：高血圧症、二型糖尿病、脳幹出血、胃がん術後

《生活歴》

50歳代後半に脳幹出血により仕事ができなくなり、生活保護を受給する。

独居生活の孤立感を紛らわすため、窃盗を行なった。



### 大分県地域生活定着支援センター

#### 出所後の調整

- ① 更生保護施設に入所
- ② 生活保護申請
- ③ 医療機関への受診
- ④ 介護保険の申請
- ⑤ 地域包括支援センターへ日中活動の相談
- ⑥ アパートを確保
- ⑦ 独居生活への移行



A氏にとって福祉とは・・・

事件当時 (60歳頃)、頼れる家族もおらず、一人暮らしの寂しさや孤独感から酒を飲むようになった。糖尿病などの病気も患い、相談もできず、自暴自棄となって物を盗ってしまった。

今では、困った時に相談できる環境が整い、また生活保護を受給することで生活の安定も図る事ができた。心機一転、もう二度と犯罪はしない。

自分にとって福祉とは、生活意欲を高めてくれるそして、普通の生活ができるよう手伝ってくれる人だと思う。

## 事例 2 (障がい者)

A氏 (40代)、男性

I Q : 64 (WA I S-Ⅲ)

罪名 : 強盗未遂

銃砲刀剣類所持等取締法違反

障がい : 器質性精神障害、アルコール性健忘

医療面 : 糖尿病、僧帽弁閉鎖不全

《生活歴》

高校卒業後、職を転々としながら生活。ギャンブルにのめり込み借金を重ね、自己破産。職も失い、実父からの仕送りも途絶え自殺を図ったり、生活保護申請を試みるも取り合ってもらえず、切羽詰まった状態で自宅の包丁を持ち出し強盗。しかし怖くなりそのまま逃げてしまった。

### 特別調整協力等依頼書に基づく支援

刑務所入所中の支援

- ① 精神障害者保健福祉手帳の申請→2級
- ② 障がい程度区分認定の申請→区分3
- ③ 年金の免除申請
- ④ 受入先の調整→グループホームへ早期に決定  
\* そのため、仮釈放での手続きの実施
- ⑤ 保護の実施主体との調整
- ⑥ 家族との関係修復を図るための連絡、面談の実施

### 仮釈放決定

出所後の支援

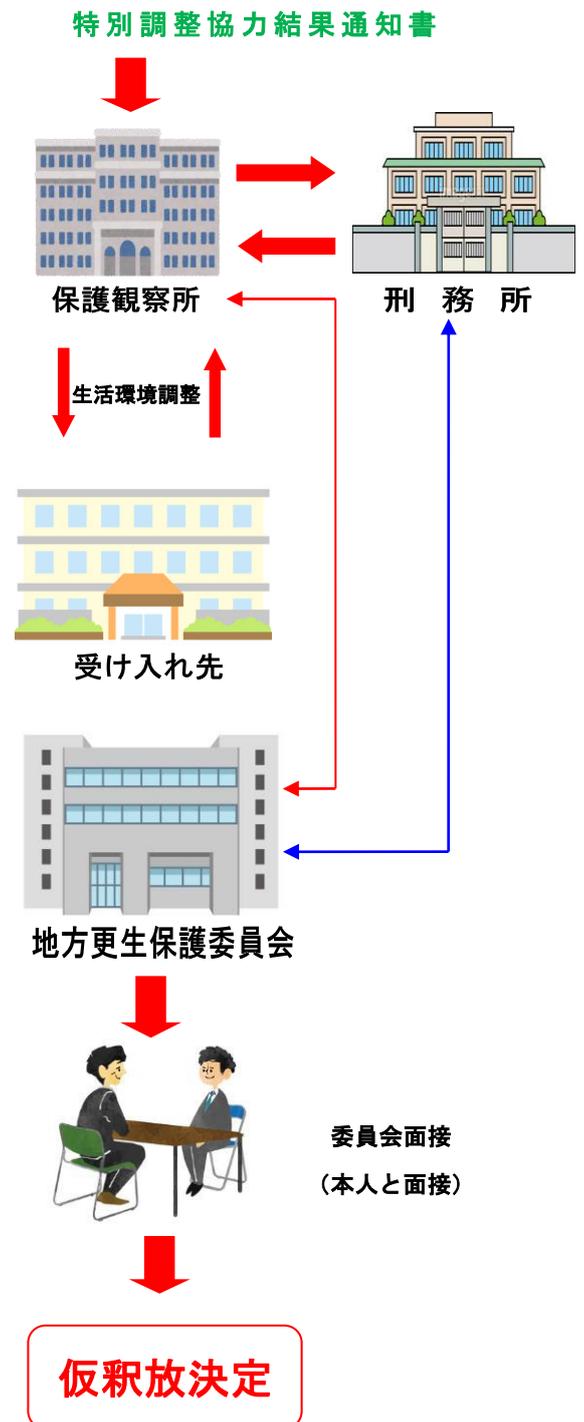
- ① 生活保護申請
- ② 転入手続の実施
- ③ 国民健康保険の免除申請
- ④ 本人との定期的面談  
\* 保護観察所と連携して、課題点の改善の検討  
\* 仮釈放期間中は保護観察に付すことになる。  
\* 保護司、保護観察官からの面談も実施される。
- ⑤ その他福祉サービスの調整
- ⑥ カンファレンス参加

### 保護観察期間終了後

支援経過

- ① 本人との定期的な面談 (フォローアップ)
- ② 家族との面談同行 (家族関係の修復)

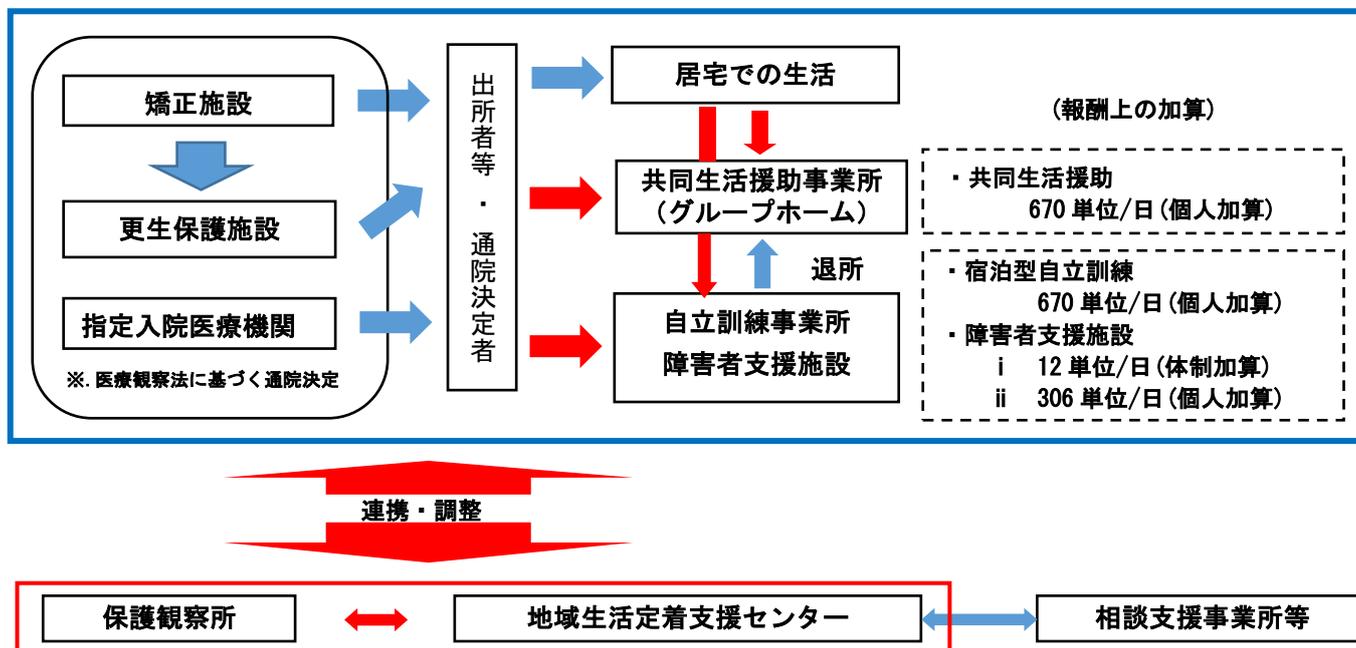
### ★仮釈放手続きの流れ★



## 地域生活移行個別支援特別加算・社会生活支援特別加算について

### ○地域生活移行個別支援特別加算

医療観察法対象者や矯正施設出所者等の地域生活への移行を支援するため、共同生活介護事業所(グループホーム)、自立訓練事業所及び障害者支援施設において該当する障がい者を受入れ、支援を行った場合には、報酬上の加算の算定が認められています。



#### <対象者の要件：共通>

- 1 医療観察法に基づく通院決定後、3年を経過していない者又は矯正施設もしくは更生保護施設を出て3年を経過していない者であって保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整で該当する事業所を利用することになった者であること。
- 2 矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整で該当する事業所の利用を開始して3年を経過していない者であること。

#### <施設要件>

- 1 常に新たな対象者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等の体制があること。(障)
  - 2 対象者の受入時に適切な支援を行うために必要な人員の確保が可能であること。(共自障)
  - 3 有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対する適切な支援が可能であること。(共自)
  - 4 有資格者による指導体制及び精神科医師により月2回以上の定期的な指導体制があること。(障)
  - 5 従業者に対する適切な研修会が行われていること。(共自障)
- ※ 共：共同生活介護事業所、自：自立訓練事業所、障：障害者支援施設

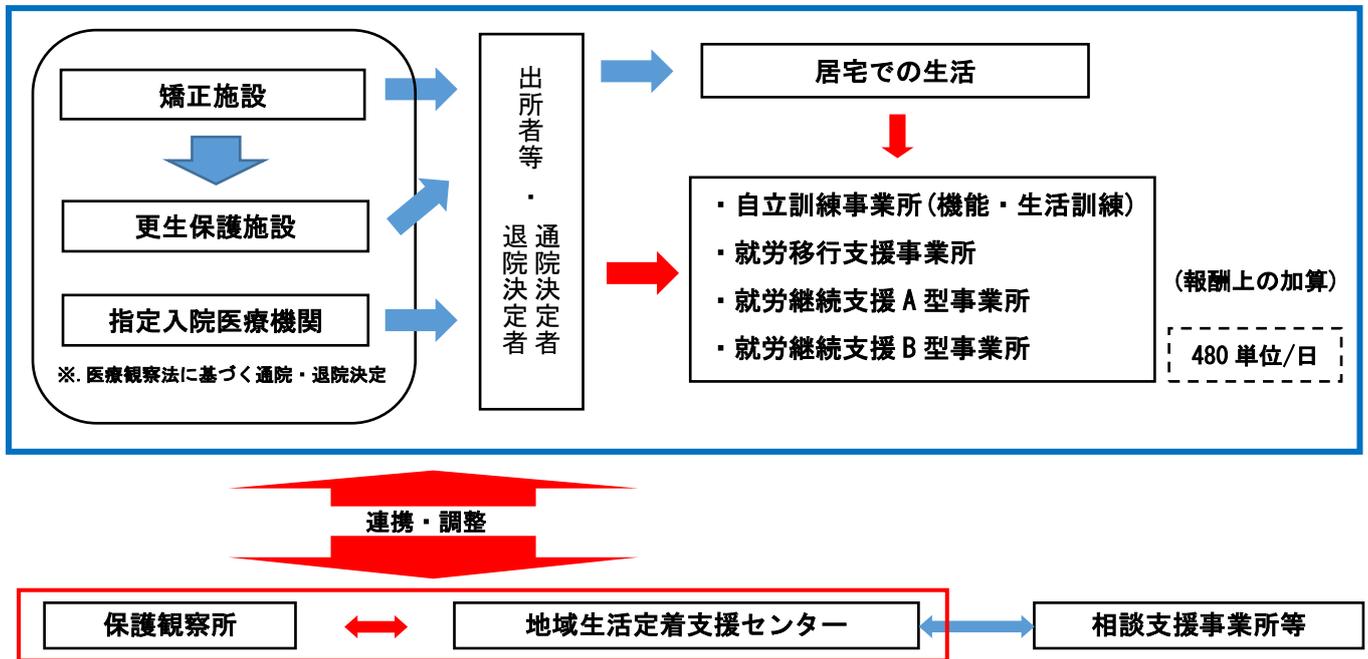
#### <支援の内容>

- 1 共同生活援助計画、自立訓練(生活訓練)計画又は施設障害福祉サービス計画の作成(共自障)
- 2 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催(共自障)
- 3 日常生活や人間関係に関する助言(共自障)
- 4 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援(共自障)
- 5 日中活動の場における緊急時の対応(共自)
- 6 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の支援(障)
- 7 その他必要な支援(共自障)

※ 加算の算定に当たっては、事前に「地域生活移行個別支援特別加算に関する届出書」の提出が必要です。

### ○社会生活支援特別加算

医療観察法対象者や矯正施設出所者等の社会復帰を促すため、訓練系、就労系サービス事業所において該当する障がい者に対して支援を行った場合には、報酬上の加算の算定が認められています。



#### <対象者の要件>

- 1 医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者又は矯正施設もしくは更生保護施設を出て3年を経過していない者であって保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整で該当する事業所を利用することになった者であること。
- 2 矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整で、該当する事業所の利用を開始して3年を経過していない者であること。

#### <施設要件>

- 1 対象者の受入時に適切な支援を行うために必要な人員の確保が可能であること。
- 2 有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対する適切な支援が可能であること。
- 3 従業者に対する適切な研修会が行われていること。

#### <支援の内容>

- 1 自立訓練(機能・生活訓練)計画、就労移行支援計画又は就労継続支援(A型・B型)計画の作成
- 2 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等
- 3 日常生活や人間関係に関する助言
- 4 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援
- 5 日中活動の場における緊急時の対応
- 6 その他必要な支援

※ 加算の算定に当たっては、事前に「社会生活支援特別加算に係る届出書」の提出が必要です。

■ 案内図



※ 大分自動車道「大分 IC」から自動車約 10 分



社会福祉法人 恩賜財団 済生会支部大分県済生会日田病院

大分県地域生活定着支援センター

開設 平成 22 年 6 月 1 日

所在地 〒870-0021 大分県大分市府内町 1-6-11 小財ビル 2 階

TEL : 097-536-5105 FAX : 097-536-5106

開所時間 8 : 30 ~ 17 : 30 (月曜 ~ 金曜 祝日除く)

事業所	報酬告示		留意事項通知
施設入所支援	<p>イ. 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)</p> <p>イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定施設入所支援等の単位において、1日につき所定単位数を加算する。</p>	12 単位	<p>●地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて〔第二の2(9)⑬〕報酬告示第9の9の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)</p> <p>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではないが、常に新たな利用者を受け入れる可能性があることを踏まえた関係機関との連携等のための体制、加算対象者の受入時には必要な数の人員を確保することが可能な体制又は有資格者による指導体制及び精神科を担当する医師により月2回以上の定期的な指導体制(当該施設の運営規程における主たる対象とする障害の種類が精神障害である場合に限る。)が整えられていること。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設(刑務所、拘置所、少年刑務所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。)等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p>
	<p>ロ. 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)</p> <p>ロについては、イが算定されている指定障害者支援施設等であって、別に厚生労働大臣が定める者に対して、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまでの期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した機関を含む。))において、1日につき所定単位数を加算する</p>	306 単位	<p>●地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて〔第二の2(9)⑬〕報酬告示第9の9の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(二) 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅱ)</p> <p>ア 地域生活移行個別支援特別加算の対象者については、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退院、退所、釈放又は仮釈放(以下この(9)において「退所等」という。)の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は「セーフティーネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)の別添16「地域生活定着促進事業実施要領」に基づく地域生活定着支援センター(以下「地域生活定着支援センター」という。)との調整により、指定障害者支援施設を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターの調整により、指定宿泊型自立訓練を利用することになった場合、指定宿泊型自立訓練の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>イ 加算の対象となる施設については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>(ア) 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と地域生活への移行に向けた必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた施設障害福祉サービス計画の作成</p> <p>(イ) 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催</p> <p>(ウ) 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>(エ) 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p> <p>(オ) 他のサービス等を利用する時間帯も含めた緊急時の対応</p> <p>(カ) その他必要な支援</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画に基づき、地域生活のための相談援助や個別の支援を行った場合に、当該利用者に対し、3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合にあっては、当該延長期間が終了するまでの期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した機関を含む。))において、1日につき所定単位数を加算する。</p>	670 単位	<p>●地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて〔第二の3(2)⑰〕報酬告示第11の5の9の地域生活移行個別支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一) 対象者の要件</p> <p>医療観察法に基づく通院決定を受けてから3年を経過していない者(通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。)又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定宿泊型自立訓練(生活訓練)事業所を利用することとなった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターの調整により、指定障害者支援施設を利用することになった場合、指定障害者支援施設の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(二) 施設要件</p> <p>加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受入時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、</p>

			<p>有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</p> <p>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、矯正施設等を退所した障害者の支援に実際に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援の実績のある事業所の視察、関係団体が行う研修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三) 支援内容          加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。</p> <p>ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、これを誘発しないような環境調整と必要な専門的支援（教育又は訓練）が組み込まれた、自立訓練（生活訓練）計画の作成</p> <p>イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催</p> <p>ウ 日常生活や人間関係に関する助言</p> <p>エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援</p> <p>オ 日中活動の場における緊急時の対応</p> <p>カ その他必要な支援</p>
グループホーム (共同生活援助)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業者、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下「指定共同生活援助事業者等」という。）が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した共同生活援助計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談援助や個別の支援を行った場合に、当該者に対し、3年以内（医療観察法に基づく通院機関の延長を行った場合にあっては、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において地域生活移行個別支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。	670 単位	<p>●地域生活移行個別支援特別加算の取扱いについて〔第二の3(8)⑩〕          報酬告示第15の6の地域生活移行個別支援特別加算については、3の(2)〔生活訓練サービス費〕の⑪の規定を準用する。</p>

● 社会生活支援特別加算 ※障がい者総合支援法 事業者ハンドブック 2021年版から抜粋

事業所	報酬告示		留意事項通知
自立訓練 (機能訓練)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練（機能訓練）計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内（医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで）の期間（他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。）において、1日につき所定単位数を加算する。	480 単位	<p>●社会生活支援特別加算の取扱いについて(第二の3(1)⑪)          報酬告示第10の8の2の社会生活支援特別加算については、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>(一)対象者の要件          医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けてから3年を経過していない者（通院期間が延長された場合、その延長期間を限度とする。）又は矯正施設若しくは更生保護施設を退所等の後、3年を経過していない者であって、保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）事業所等を利用することになった者をいうものである。</p> <p>なお、矯正施設からの退所等の後、一定期間居宅で生活した後3年以内に保護観察所又は地域生活定着支援センターとの調整により、指定自立訓練（機能訓練）等を利用することになった場合、指定自立訓練（機能訓練）等の利用を開始してから3年以内で必要と認められる期間について加算の算定対象となる。</p> <p>(二)施設要件          加算の要件となる人員配置については、あらかじめ指定基準上配置すべき従業者に加えて一定数の配置を求めるものではなく、加算対象者受け入れ時において適切な支援を行うために必要な数の人員を確保することが可能であるとともに、有資格者による指導体制が整えられ、有資格者を中心とした連携体制により対象者に対して適切な支援を行うことが可能であること。</p> <p>なお、こうした支援体制については、協議会の場等で関係機関の協力体制も含めて協議しておくことが望ましい。</p> <p>また、従業者に対する研修会については、原則として事業所の従業者全員を対象に、加算対象者の特性の理解、加算対象者が通常有する課題とその課題を踏まえた支援内容、関係機関の連携等について、医療観察法に基づく通院決定又は退院許可決定を受けた対象者及び矯正施設等を出所した障害者の支援に携わっている者を講師とする事業所内研修、既に支援実績のある事業所の視察、関係団体が行う研</p>

			<p>修会の受講等の方法により行うものとする。</p> <p>(三)支援内容  加算の対象となる事業所については、以下の支援を行うものとする。  ア 本人や関係者からの聞き取りや経過記録、行動観察等によるアセスメントに基づき、犯罪行為等に至った要因を理解し、再び犯罪行為に及ばないための生活環境の調整と必要な専門的支援(教育又は訓練)が組み込まれた、自立訓練(機能訓練)計画等の作成  イ 指定医療機関や保護観察所等の関係者との調整会議の開催等  ウ 日常生活や人間関係に関する助言  エ 医療観察法に基づく通院決定を受けた者に対する通院の支援  オ 日中活動の場における緊急時の対応  カ その他必要な支援</p>
自立訓練 (生活訓練)	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練(生活訓練)事業所等において、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した自立訓練(生活訓練)計画等に基づき、地域で生活するために必要な相談支援や個別の支援等を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。	480 単位	●社会生活支援特別加算の取扱いについて(第二の3(2)(㉗)) 報酬告示第11の12の2の社会生活支援特別加算については、3の(1)〔機能訓練サービス費〕の⑪の規定を準用する。
就労移行支援事業所	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労移行支援計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。	480 単位	●社会生活支援特別加算の取扱いについて(第二の3(3)(㉘)) 報酬告示第12の15の4の社会生活支援特別加算については、3の(1)〔機能訓練サービス費〕の⑪の規定を準用する。
就労継続支援A型事業所	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援A型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。	480 単位	●社会生活支援特別加算の取扱いについて(第二の3(4)(㉙)) 報酬告示第13の14の3の社会生活支援特別加算については、3の(1)〔機能訓練サービス費〕の⑪の規定を準用する。
就労継続支援B型事業所	別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所等が、厚生労働大臣が定める者に対して、特別な支援に対応した就労継続支援B型計画に基づき、地域生活のための相談支援や個別の支援を行った場合に、当該者に対し当該支援等を開始した日から起算して3年以内(医療観察法に基づく通院期間の延長が行われた場合には、当該延長期間が終了するまで)の期間(他の指定障害福祉サービスを行う事業所及び指定障害者支援施設等において社会生活支援特別加算を算定した期間を含む。)において、1日につき所定単位数を加算する。	480 単位	●社会生活支援特別加算の取扱いについて(第二の3(5)(㉚)) 報酬告示第14の16の2の社会生活支援特別加算については、3の(1)〔機能訓練サービス費〕の⑪の規定を準用する。